

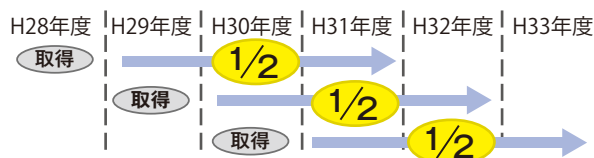
製造業/小売業/農林水産業/運輸業等のお客様、 固定資産税が減免されます！

2016年7月
中小企業等経営強化法が
スタート！

【経営力向上計画】を作成して認定されると…

Point 1 生産性向上に役立つ機械装置の
固定資産税が3年間、2分の1に！

＜条件＞ ①販売から10年以内の新品 ②導入により生産性1%向上 ③取得価額1台160万円以上



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29・30・31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

Point 2 計画に基づく事業に必要な資金繰りを助ける
さまざまな金融支援が受けられます！

たとえば

食品製造業を営むお客様が、プレハブ冷蔵庫に“生産性向上に役立つ冷凍機”を設置する場合



固定資産税が3年間(年末までに認定された場合)、2分の1になります。



民間金融機関から融資を受ける際に
「信用保証協会による信用保証の枠の拡大」
「食品流通構造改善機構等による債務の保証」などが受けられます。

【経営力向上計画】は実質2枚！

しかも支援機関(商工会議所や金融機関など)が策定をサポート！



リースでも申請できます！(リース事業者との共同申請)
詳細は三菱電機クレジット株式会社 営業本部までお問合せください。
問い合わせ先／03-5496-5735

SMART
QUALITY

同時申請が便利

「生産性向上設備投資促進税制」との併用が可能です

●主な特徴と「生産性向上設備投資促進税制」との比較

	中小企業等経営強化法	生産性向上設備投資促進税制(A類型)
軽減措置	固定資産税の軽減(3年間1/2)	特別償却50%または税額控除4%
対象事業者	●中小事業者等 (固定資産税 軽減の場合:資本金1億円以下、 資本または出資を有しない者は従業員数1,000人以下) ●赤字企業も申請可能	●青色申告をしている法人・ 個人事業主(大企業もOK) ●黒字企業のみ申請可能
対象設備	申請企業が固定資産台帳に 「機械および装置」と区分するもの (例)冷凍機、パッケージエアコン、チラー、ロスナイなど ※工事費込み	機械および装置／器具および備品 ／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア ※工事費込み
設備の要件	●販売開始から10年以内 ●生産性が年1%以上、向上 ●最低取得価格(機械160万円以上)を 満たす新品 ★最新モデルでなくても可	●販売開始から10年以内 ●最新モデル ●生産性が年1%以上、向上 ●最低取得価格(機械160万円以上、 その他120万円以上)を満たす新品
提出書類	経営力向上計画書はたったの2枚 ●経営力向上計画 ●工業会による証明書(メーカー経由で入手) メーカーおよび日本冷凍空調工業会では、生産性向上 1%以上と、販売から10年以内のみを証明します。	●工業会による証明書 (メーカー経由で入手)
提出先	●担当省庁(計画を提出し、認定を受ける) ●自治体(固定資産税の特例申請を行う)	●所轄の税務署
その他	金融支援あり ●政策金融機関の低利融資 ●民間金融機関の融資に対する信用保証 ●債務保証などの資金調達に関する支援 など	11月初旬までを目途にご依頼を！

！<工業会による証明書>の発行は、お早めに弊社営業窓口にご依頼ください。

機械および装置を取得後、年末までに認定を受けられなかった場合は、減税の期間が2年となってしまいます。通常、申請書の受理から認定までは最大30日(事業分野が複数に省庁にまたがる場合は45日)を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

！実際の申請手続きにあたっては、必ず税理士などの専門家にご確認・ご相談ください。

！本資料は、中小企業庁「中小企業等経営強化法 経営力向上計画策定・活用の手引き(平成28年8月9日版)」及び「中小企業等経営強化法 経営力向上計画に関するQ&A集(平成28年7月25日更新)」を基に作成しております。

三菱電機株式会社

〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号(東京ビル)

各地区のご相談窓口

- 三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社

三菱電機住環境システムズ株式会社
- 北海道支社

東北支社

東京支社

中部支社

北陸営業部

関西支社

中四国支社

四国営業企画

九州支社
- (011)893-1342

(022)742-3020

(03)3847-4337

(052)725-2045

(076)252-9935

(06)6310-5060

(082)504-7362

(087)879-1530

(092)476-7104

- 申請書記載方法等に関するお問合せ

中小企業庁 事業環境部 企画課「経営力向上計画相談窓口」

[TEL]03-3501-1957

[URL]<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(受付時間:平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00)
- 三菱電機製品の仕様について

三菱電機冷熱相談センター

■お電話[フリーボイス]0037-80-2224

[通常電話]073-427-2224 (携帯・IP電話対応)

(受付時間:月曜~金曜 9:00~19:00 / 土曜・日曜・祝日 9:00~17:00)